

橋本市病院事業管理規程第1号

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和6年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健



橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を改正する
規程

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程(令和2年橋本市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当) 第10条 略 <u>第10条の2 前条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する勤 勉手当に準用する。</u>	(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第10条 略

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。